使用料金

○大阪府社会福祉施設設置条例≪抜粋≫

昭和三十四年四月一日

大阪府条例第二十号

別表第一（第四条関係）

（平三一条例二〇・全改）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| プール | 一般使用 | 大人 | 一人一回 | 円六一〇 |
| 小人 | 三〇〇 |
| 専用使用 | 利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合 | 午前 | 二〇、〇〇〇 |
| 午後 | 二四、〇〇〇 |
| 夜間 | 三四、一〇〇 |
| 午前午後 | 四四、一〇〇 |
| 午後夜間 | 五八、一〇〇 |
| 全日 | 七八、二〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 八、〇〇〇 |
| 夜間 | 一一、四〇〇 |
| その他の場合 | 午前 | 一六、〇〇〇 |
| 午後 | 一九、二〇〇 |
| 夜間 | 二七、二〇〇 |
| 午前午後 | 三五、三〇〇 |
| 午後夜間 | 四六、五〇〇 |
| 全日 | 六二、六〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 六、四〇〇 |
| 夜間 | 九、〇〇〇 |
| 体育館 | 一般使用 | 大人 | 一人一回 | 五〇〇 |
| 小人 | 二五〇 |
| 専用使用 | 全面使用 | 利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合 | 午前 | 四、八〇〇 |
| 午後 | 五、八〇〇 |
| 夜間 | 八、二〇〇 |
| 午前午後 | 一〇、六〇〇 |
| 午後夜間 | 一四、〇〇〇 |
| 全日 | 一八、九〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 一、九〇〇 |
| 夜間 | 二、六〇〇 |
| その他の場合 | 午前 | 三、九〇〇 |
| 午後 | 四、六〇〇 |
| 夜間 | 六、五〇〇 |
| 午前午後 | 八、六〇〇 |
| 午後夜間 | 一一、二〇〇 |
| 全日 | 一五、一〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 一、五〇〇 |
| 夜間 | 二、一〇〇 |
| 半面使用 | 利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合 | 午前 | 二、四〇〇 |
| 午後 | 二、八〇〇 |
| 夜間 | 四、一〇〇 |
| 午前午後 | 五、二〇〇 |
| 午後夜間 | 七、〇〇〇 |
| 全日 | 九、四〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 九六〇 |
| 夜間 | 一、三〇〇 |
| その他の場合 | 午前 | 一、九〇〇 |
| 午後 | 二、三〇〇 |
| 夜間 | 三、二〇〇 |
| 午前午後 | 四、二〇〇 |
| 午後夜間 | 五、六〇〇 |
| 全日 | 七、五〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 七六〇 |
| 夜間 | 一、一〇〇 |
| 運動場 | 一般使用 | 大人 | 一人一回 | 二二〇 |
| 小人 | 一一〇 |
| 専用使用 | 利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合 | 午前 | 四、四〇〇 |
| 午後 | 五、三〇〇 |
| 午前午後 | 九、八〇〇 |
| 超過一時間 | 一、七〇〇 |
| その他の場合 | 午前 | 三、四〇〇 |
| 午後 | 四、三〇〇 |
| 午前午後 | 七、八〇〇 |
| 超過一時間 | 一、四〇〇 |
| アーチェリー場 | 一般使用 | 大人一人一回 | 二九〇 |
| 専用使用 | 午前 | 二、一〇〇 |
| 午後 | 二、五〇〇 |
| 午前午後 | 四、六〇〇 |
| 超過一時間 | 八六〇 |
| サウンドテーブルテニス室 | 一般使用 | 大人 | 一人一回 | 四〇〇 |
| 小人 | 二〇〇 |
| 専用使用 | 利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合 | 午前 | 一、〇〇〇 |
| 午後 | 一、二〇〇 |
| 夜間 | 一、七〇〇 |
| 午前午後 | 二、二〇〇 |
| 午後夜間 | 二、九〇〇 |
| 全日 | 三、九〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 四〇〇 |
| 夜間 | 五八〇 |
| その他の場合 | 午前 | 八一〇 |
| 午後 | 一、〇〇〇 |
| 夜間 | 一、四〇〇 |
| 午前午後 | 一、八〇〇 |
| 午後夜間 | 二、四〇〇 |
| 全日 | 三、二〇〇 |
| 超過一時間 | 夜間以外 | 三二〇 |
| 夜間 | 四六〇 |
| トレーニング室 | 大人一人一回 | 五〇〇（プール又は体育館とともに利用する場合にあっては、二五〇） |
| 区分 | 室料 |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後 | 午後夜間 | 全日 | 超過一時間 |
| 夜間以外 | 夜間 |
| 和室 | 第一和室 | 円一、四〇〇 | 円一、六〇〇 | 円二、三〇〇 | 円三、〇〇〇 | 円三、九〇〇 | 円五、三〇〇 | 円五五〇 | 円七八〇 |
| 第二和室 | 一、四〇〇 | 一、六〇〇 | 二、三〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、九〇〇 | 五、三〇〇 | 五五〇 | 七八〇 |
| 第三和室 | 一、九〇〇 | 二、二〇〇 | 三、八〇〇 | 四、一〇〇 | 六、一〇〇 | 八、〇〇〇 | 七五〇 | 一、一〇〇 |
| 会議室 | 第一会議室 | 二、七〇〇 | 三、三〇〇 | 五、六〇〇 | 六、一〇〇 | 八、九〇〇 | 一一、七〇〇 | 一、一〇〇 | 一、五〇〇 |
| 第二会議室 | 二、七〇〇 | 三、三〇〇 | 五、六〇〇 | 六、一〇〇 | 八、九〇〇 | 一一、七〇〇 | 一、一〇〇 | 一、五〇〇 |
| 第三会議室 | 四、六〇〇 | 五、六〇〇 | 九、二〇〇 | 一〇、二〇〇 | 一四、八〇〇 | 一九、五〇〇 | 一、八〇〇 | 二、五〇〇 |
| 研修室 | 第一研修室 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一七、三〇〇 | 二二、八〇〇 | 二、一〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 第二研修室 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一七、三〇〇 | 二二、八〇〇 | 二、一〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 第三研修室 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一七、三〇〇 | 二二、八〇〇 | 二、一〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 第四研修室 | 二、六〇〇 | 三、二〇〇 | 五、三〇〇 | 五、九〇〇 | 八、六〇〇 | 一一、三〇〇 | 一、一〇〇 | 一、五〇〇 |
| 大研修室 | 一二、一〇〇 | 一四、四〇〇 | 二四、〇〇〇 | 二六、五〇〇 | 三八、五〇〇 | 五〇、六〇〇 | 四、七〇〇 | 六、七〇〇 |
| 生活訓練室 | 一、五〇〇 | 一、九〇〇 | 三、一〇〇 | 三、四〇〇 | 五、〇〇〇 | 六、六〇〇 | 六三〇 | 八九〇 |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 大研修室の附帯設備 | 舞台設備 | コンサートピアノ | 一台 | 円九、五〇〇 |
| びょうぶ | 半双 | 一、七〇〇 |
| 指揮台（指揮譜面台を含む。） | 一台 | 一、二〇〇 |
| 譜面台 | 一六〇 |
| テーブルクロス | 一枚 | 一、四〇〇 |
| 演台 | 一台 | 九二〇 |
| 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 二、一〇〇 |
| マイクロホン | 一台 | 一、四〇〇 |
| ワイヤレスマイクロホン | 二、九〇〇 |
| テープレコーダー | 二、一〇〇 |
| コンパクトディスクプレーヤー | 一、四〇〇 |
| ミニディスクプレーヤー | 一、四〇〇 |
| 照明設備 | 照明Aセット | 一組 | 七、三〇〇 |
| 照明Bセット | 一四、六〇〇 |
| 映写設備 | 映写機 | 三五ミリ用のもの | 二時間 | 四、一〇〇 |
| 超過一時間 | 一、七〇〇 |
| 一六ミリ用のもの | 二時間 | 二、九〇〇 |
| 超過一時間 | 一、〇〇〇 |
| デジタルバーサタイルディスクプレーヤー | 一台 | 一、四〇〇 |
| 液晶プロジェクター | 四、一〇〇 |
| その他の室の附帯設備 | 音響設備 | マイクロホン | 一台 | 一、四〇〇 |
| ワイヤレスマイクロホン | 二、九〇〇 |
| コンパクトディスク・ミニディスクプレーヤー | 一、四〇〇 |
| 映写設備 | ビデオテープレコーダー | 一、四〇〇 |
| デジタルバーサタイルディスクプレーヤー | 一、四〇〇 |
| 液晶プロジェクター | 四、一〇〇 |
| 区分 | 金額 |
| 駐車場 | 二時間を超え三時間以内の場合 | 円二〇〇 |
| 三時間を超え四時間以内の場合 | 四〇〇 |
| 四時間を超え二十四時間以内の場合 | 六一〇 |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「午前」とは午前九時三十分から正午まで、「午後」とは午後一時から午後四時まで、「夜間」とは午後五時から午後八時（和室、会議室、研修室及び生活訓練室（以下「会議室等」という。）にあっては、午後八時三十分）まで、「午前午後」とは午前九時三十分から午後四時まで、「午後夜間」とは午後一時から午後八時（会議室等にあっては、午後八時三十分）まで、「全日」とは午前九時三十分から午後八時（会議室等にあっては、午後八時三十分）までをいう。

３　「小人」とは、四歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。

４　駐車場の利用については、駐車時間が二十四時間を超える場合は、二十四時間を超える部分二十四時間までごとに新たな利用とみなす。

５　照明Aセット及び照明Bセットの器具及び数量は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 器具​区分 | フットライト | シーリングスポットライト | サスペンションスポットライト | センタースポットライト | アッパーホリゾントライト | ロアーホリゾントライト |
| 照明Aセット | ― | 一六台 | 二列 | 二台 | ― | ― |
| 照明Bセット | 一列 | 一列 | 一列 |